

令和4年第1回定例市議会追加提出議案

(予算案を除く。)

(3月25日提出)

藤井寺市

目 次

| 議案番号 | 議 案 名 | ページ |
|--------------|---------------------------|-----|
| (議 案) 2 3 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について | 1 |

このほかの提出議案

- | | | |
|------|-----|--------------------------------------|
| 議案番号 | 2 4 | 令和 3 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 1 4 号）について |
| | 2 5 | 令和 4 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 1 号）について |
| | 2 6 | 令和 4 年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| | 2 7 | 令和 4 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| | 2 8 | 令和 4 年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第 1 号）について |
| | 2 9 | 令和 4 年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について |

議案第 23 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 25 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 3 年 8 月 10 日付け人事院勧告を受け、本市においても、本勧告及び近隣都市における均衡や情勢を鑑み、一般職の職員等の期末手当の支給割合を改定するものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年藤井寺市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の195」を「100分の187.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一般職の職員の期末手当に関する特例)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第24条第4項から第6項まで若しくは第29条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年藤井寺市条例第1号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において

「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5 分の 15

イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5 分の 10

(2) 再任用職員 72.5 分の 10

（特別職の職員の期末手当に関する特例）

3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第3条第4項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に 195 分の 15 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

